

## 退職給付会計研究会報告書（要約）

- 確定給付型企业年金の存続のために -

本報告書は、退職給付会計基準が導入されて4年余が経過した現在、企業年金制度の運営に携わる者の立場から、導入後の実務経験、厚生年金基金制度の改正、国際的な動向等を踏まえ、改めて退職給付会計基準の適否を検証し、改善すべき事項等を取りまとめたものである。

### 1．法改正に伴う厚生年金基金の代行部分の見直し

従来基金制度では代行部分の給付は上乘せ部分と同様に基金の設立企業が給付責任を負っていたが、平成16年の改正により代行部分の設立企業の責任は、代行返上や解散のときと同様に基金継続時においても最低責任準備金とされた。退職給付会計上も基金の設立企業が負っている代行部分の債務は、上乘せ部分と同様な方法で評価した額ではなく最低責任準備金とすべきである。

### 2．現行の会計基準を改善すべき事項

#### (1) 割引率

債務評価に使用する割引率は長期的な観点から、企業年金が対象とする数十年以上の期間にわたって適切な水準を確保でき、政策等の短期的な影響を受けにくい客観的な基準により、次のような割引率の設定方法を認める必要がある。

- A．信頼できる客観的な金利モデルを選定あるいは構築し、このモデルによる金利の将来予測によって割引率を設定する。
- B．今後5年程度の年金債務は足元の金利水準をベースとした割引率で評価し、これを超える時期の年金債務は客観的な金利モデルによる割引率で評価するなど、給付の時期に応じた割引率を設定する。
- C．5年程度ではなく、さらに長期にわたる市場の動向を考慮した債券の利回りを参考に割引率を設定する。

#### (2) コリダ - (回廊) ルール

アメリカの会計基準や国際会計基準では、数理計算上の差異が一定範囲以内であれば長期的には相殺されると期待されることから、これを費用として認識しないコリダ - ルールが採用されている。会計処理の選択肢を増やすために、我が国においてもコリダ - ルールを選択することを認める必要がある。

数理計算上の差異を認識する必要のない範囲である「コリダ - の幅」は、近年、資産運用の変動が大きいことからこの幅を広げる方向で検討する必要がある。

#### (3) 資産評価

長期的観点から資産を評価できるように、アメリカの会計基準でも認められている数理的時価（一定期間の時価を客観的なルールに基づき平滑化）によって資産を評価する方法を選択肢として認める必要がある。

また、金融商品会計で認められているように、満期保有目的の債券は簿価で評価する方法も認める必要がある。

#### (4) 情報開示

有効に活用できる退職給付会計の情報が増加することは国際的な動きからみても望ましい。開示情報の拡大によって企業年金に対する理解や信頼が得られることが期待されるが、開示項目ごとの検討にあたっては、費用対効果の観点や企業年金以外の各種会計情報の開示レベルとの整合性などを総合的に勘案する必要がある。

### 3. 現行の会計基準を維持すべき事項

#### (1) 長期的な費用処理

我が国やアメリカの会計基準、さらに国際会計基準においては、数理計算上の差異を平均残存勤務期間以内で長期的に費用処理することが認められているが、イギリスの会計基準では、2005年から数理計算上の差異の即時認識が強制適用されることとなっている。

長期的な費用処理には適正な根拠があり、現行基準においても即時認識は選択可能であることから、アメリカの会計基準や国際会計基準と同様に、引き続き現行どおりの会計処理を継続する必要がある。

#### (2) 複数事業主制度

国際会計基準では、複数事業主制度に参加する各企業のうち一定条件に該当する場合には企業年金への要拠出額を退職給付費用として会計処理することと規定されているが、この条件に該当することを判断するためのガイドラインが現在検討されている。

総合型厚生年金基金のような複数事業主制度については、現行の要拠出額を退職給付費用として処理することが現実に適合しており、企業年金への要拠出額を退職給付費用とするアメリカの会計基準、国際会計基準の規定からみても、引き続き現行どおりの会計処理を継続する必要がある。

### (3) キャッシュバランス・プラン

アメリカの会計基準や国際会計基準では、キャッシュバランス・プランの「指標」が国債の利回りなどの変動利率を採用している場合は退職給付債務を仮想口座残高で評価することが検討されている。

キャッシュバランス・プランは、確定給付型企业年金の一種であること、同程度の給付水準の企業年金制度であっても「指標」が固定利率か変動利率かによって両者の退職給付債務が実際に適用すると大きく乖離する問題があることから、引き続き現行どおり確定給付型企业年金の債務評価方式を継続することが適当である。